

ふじさわバランス三ツ星メニュー認証 実施要領

(趣旨)

第1条 藤沢市健康増進計画及び藤沢市食育推進計画に基づき、生活習慣病予防及び重症化予防につながる健康的な食生活を実践できるよう、栄養バランスの整った食事を「ふじさわバランス三ツ星メニュー」として認証し、誰もが健康的な食生活を実践するための一助とする。

(認証の基準)

第2条 「ふじさわバランス三ツ星メニュー」の認証の基準については、健康づくり応援団協力店の内、次に定めるものとする。

- (1) 1食あたり野菜 120 g 以上
- (2) エネルギー量は1食あたり (A) 450～650kcal 未満と (B) 650～850kcal 未満の2段階
- (3) 食塩相当量は、(A) 3 g 未満、(B) 3.5 g 未満
- (4) エネルギー産生栄養素バランスは、たんぱく質 13～20%、脂質 20～30%、炭水化物 50～65%の範囲
- (5) 料理の組み合わせの目安は「主食＋主菜＋副菜」と「主食＋副食(主菜・副菜)」の2パターン

(ふじさわバランス三ツ星メニューの申請)

第3条 認証を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、栄養価計算用紙（第1号様式）を市へ提出する。

(認証の決定)

第4条 市は、栄養価計算用紙の提出を受理したときは、その内容を審査し、認証の可否を決定し、認証を認めたときは、申請者に対してふじさわバランス三ツ星メニュー認証書（第2号様式）を交付する。

(認証後の支援)

第5条 市は、ふじさわバランス三ツ星メニューとして認証した店舗に対し、次のとおり支援を行う。

- (1) 市のホームページ等を通じた、ふじさわバランス三ツ星メニューの内容を公表

- (2) 希望する店舗に対する、普及啓発媒体の配付
- (3) その他、本要領の目的を達するために必要な支援

(調査)

第6条 市は、「ふじさわバランス三ツ星メニュー」に対して認証基準を満たしているか随時調査することができる。

(認証内容の変更)

第7条 認証店舗は、栄養価計算用紙に記載した内容に変更が生じた場合は、ふじさわバランス三ツ星メニュー変更届（第3号様式）を市へ提出するものとする。

(認証の廃止)

第8条 認証店舗は、メニュー変更等の理由で申請メニューを廃止する場合は、ふじさわバランス三ツ星メニュー廃止届（第4号様式）を市へ届けるものとする。

- 2 市は、廃止届の内容を確認し、ホームページ等の掲載情報から削除する。
- 3 市は、虚偽の申請、市民からの苦情等により、認証が適当でないと判断したときは、認証を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。